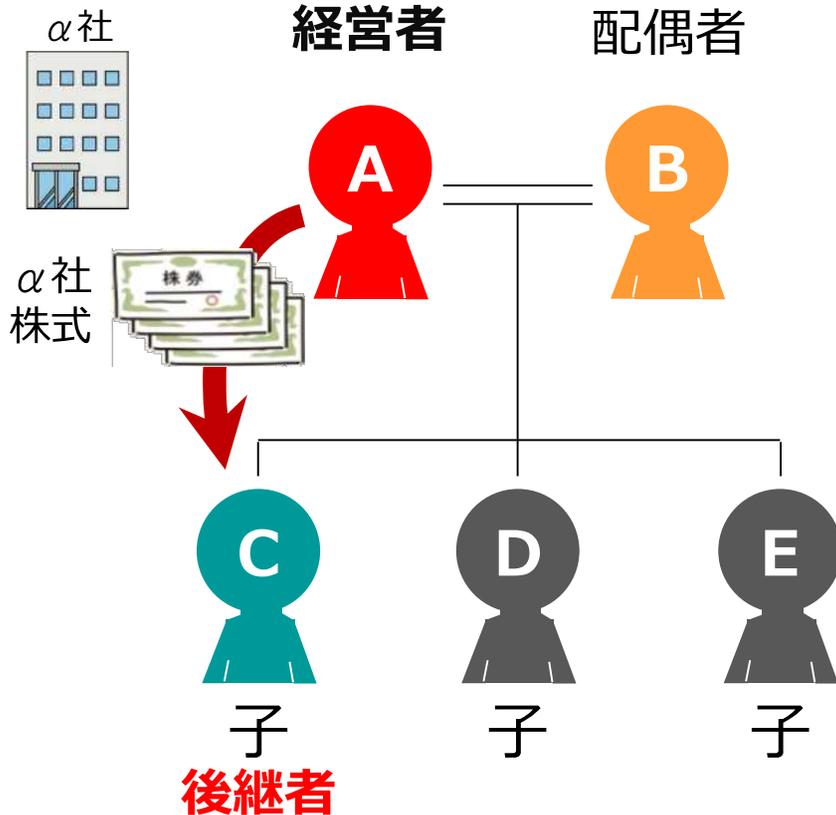


# 事業承継における 生命保険の活用

日本生命保険相互会社  
代理店営業本部  
コンサルティング推進チーム

# 世代を超えた会社の発展のためには、**自社株対策は重要**！

<イメージ図>



## 株式の2つ性質

経営権(議決権)

財産的価値

後継者が経営を担うためには、  
可能ならば株式の全て  
少なくとも過半数は取得したい

||  
大きな財産的価値の移転

# 事業承継は、**自社株**を引き継がなければならない

## 中小企業の**自社株**評価額※は**意外と高い**…

※相続・贈与は、「財産評価基本通達」で評価

### — 類似業種比準方式(概略) — 儲かっている会社の**株価は高い**

$$A \times \left[ \frac{\frac{B}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{3}}{3} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \right]$$

③④⑤：評価会社の1株当たりの各金額  
B C D：類似業種の1株当たりの各金額

### — 純資産価額方式(概略) — 純資産が多い会社の**株価は高い**

<イメージ図> 例えば…



## 会社規模と評価方式 ※税法上の評価と、民法上の評価は異なることがあるので注意。

会社の規模		適用する評価方式	
			選択可能な評価方式(納税者が選択可)
大会社		類似業種比準価額	純資産価額
中 会 社	大「L=0.90」	類似業種比準価額×0.90 + 純資産価額×(1-0.90)	純資産価額
	中「L=0.75」	類似業種比準価額×0.75 + 純資産価額×(1-0.75)	純資産価額
	小「L=0.60」	類似業種比準価額×0.60 + 純資産価額×(1-0.60)	純資産価額
小会社		純資産価額	類似業種比準価額×0.50 + 純資産価額×(1-0.50)

事業承継は、**自社株**を引き継がなければならない

中小企業の自社株評価額は**意外と高い**

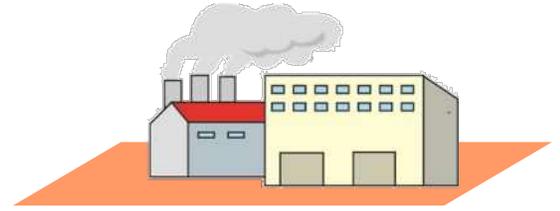
**資金的準備**が無いと、円滑な承継に支障  
(相続財産が、ほぼ株式という場合は、会社存続の危機も)

## 生前贈与は行わず、相続での移転を選択する代表的ケース

**税の特例**を考慮しても、土地等は、**相続**で渡したい

— **小規模宅地等の特例**

**80%(及び50%)評価減**の効果



**自社株**は、ギリギリまで**長く**持ち続けたい

— **議決権**割合

— **贈与税よりも相続税を選択**するケースも

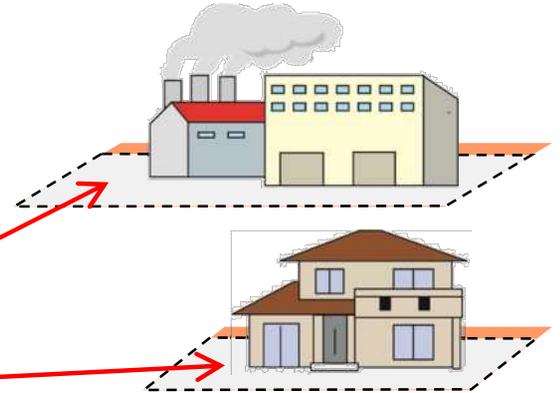


経営者

## 生前贈与は行わず、相続での移転を選択する代表的ケース

**税の特例**を考慮しても、土地等は、**相続**で渡したい

- **小規模宅地等の特例**  
**80%(及び50%)評価減**の効果



**自社株**は、ギリギリまで**長く**持ち続けたい

- **議決権**割合
- **贈与税**よりも**相続税**を選択するケースも



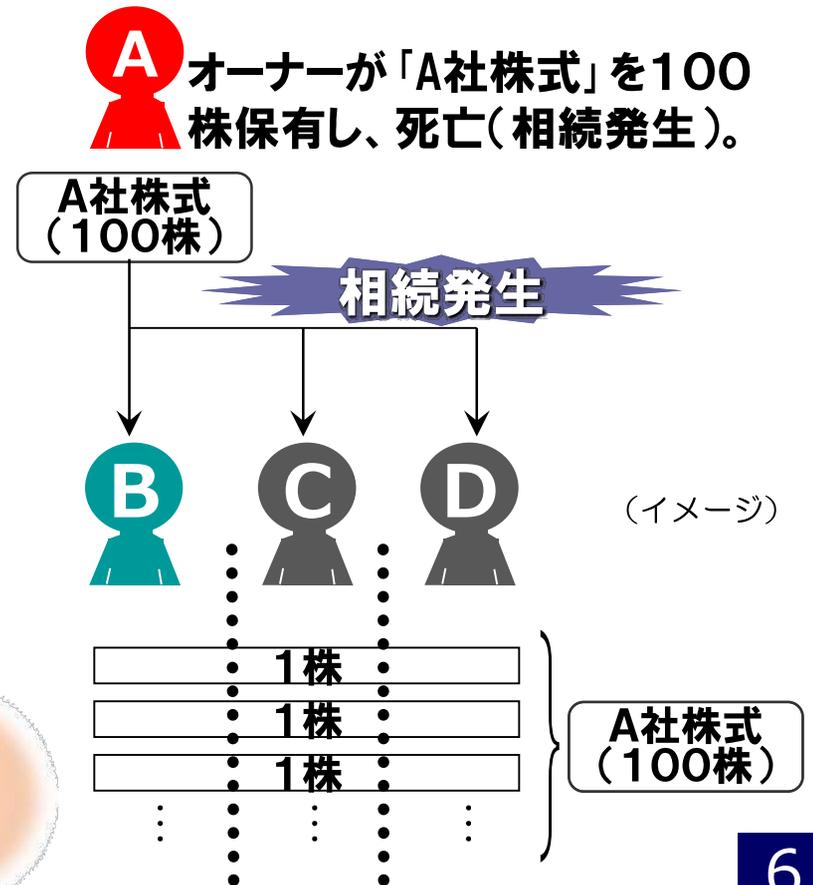
# 自社株(の一部)を相続で承継する場合の、事前準備のポイント

急な相続発生の際に、  
避けたいのは株式の**準共有**。

株主総会が開けない、  
開けたとしても可決ができない…

- ・決算対応は…
- ・役員改選対応は…
- ・自社株買取は…

そのため、**遺言の作成は大切**  
遺言がなければ、いったんは準共有

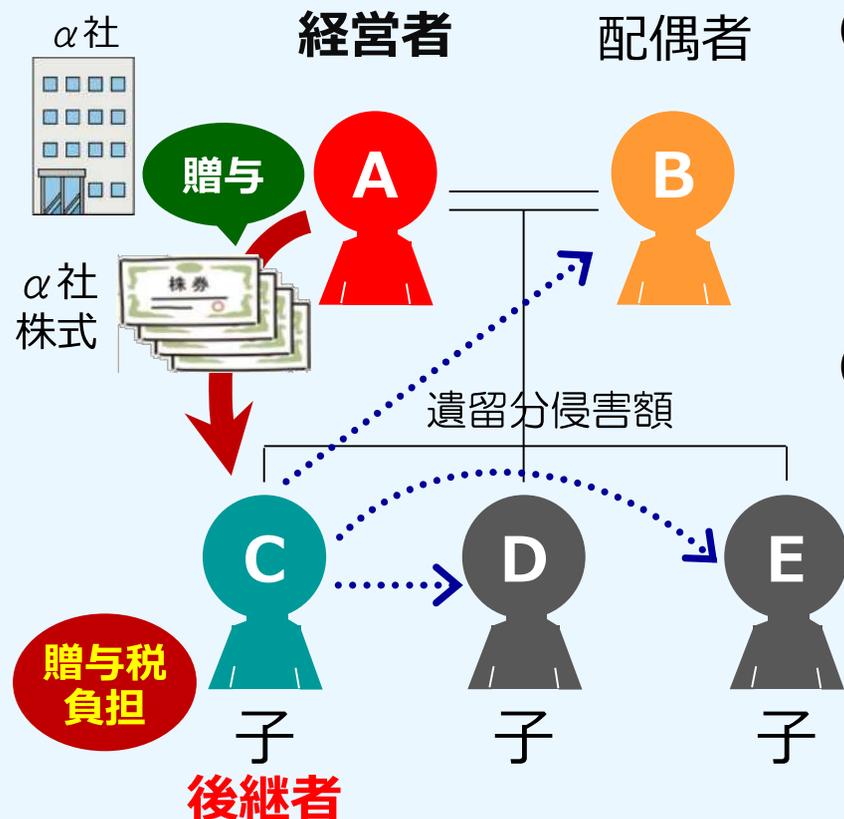




## <ご参考> 生前贈与で自社株を渡す場合も…

(検討すべきこと)

<イメージ図>



### ① 相続人との間のバランスへの対処

贈与は相続財産の前渡し…**遺留分対応**検討要  
※贈与時には、今、どこまで渡すべきか、贈与税等も検討し、結果的に、一定程度の株式は相続で移転となることも要想定

### ② 贈与税・相続税の検討

※贈与したとしても…

**相続開始前7年以内の贈与財産\***(基礎控除部分を含む)、相続時精算課税制度を適用したすべての贈与財産(基礎控除部分を除く)は、**相続財産に加算**されるので、相続税対策も重要

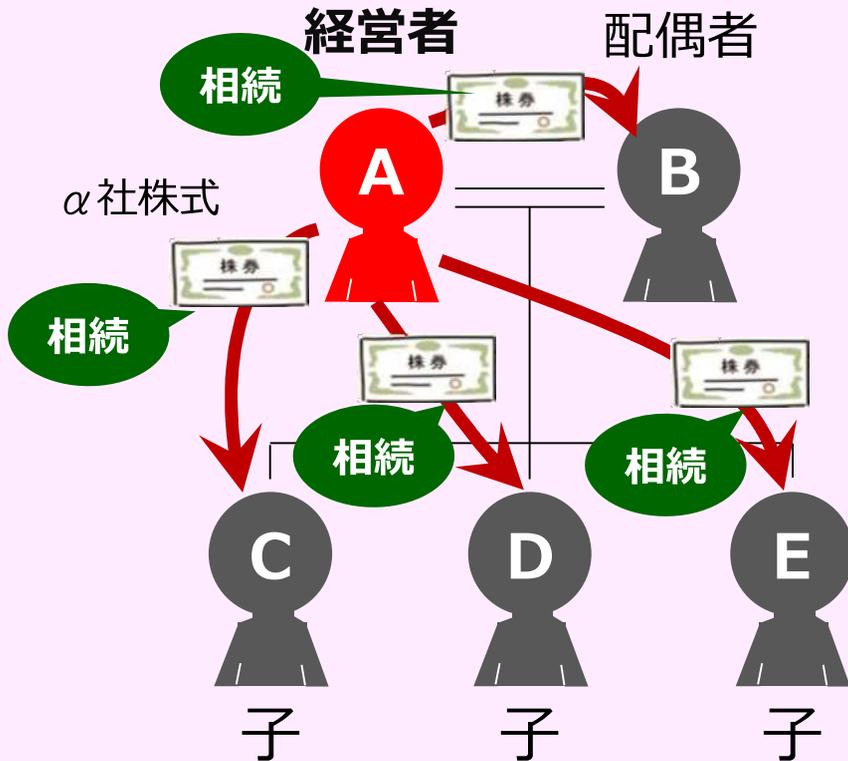
\* 3年超7年以内の贈与は総額から100万円控除

早めの検討・計画づくりは重要！

## <ご参考> M&Aを予定していた場合でも…

(検討すべきこと)

<イメージ図>



もし、**M&A実行前**に  
Aさんに急な相続が発生したら…

① 遺言がなければ株式が分散

※M&A交渉の**阻害要因**

② 相続人は、会社を継がないのに

**相続税納付要**

※相続税は、**相続開始後10カ月以内に**、原則、**金銭一括納付**

早めの検討・計画づくりは重要！

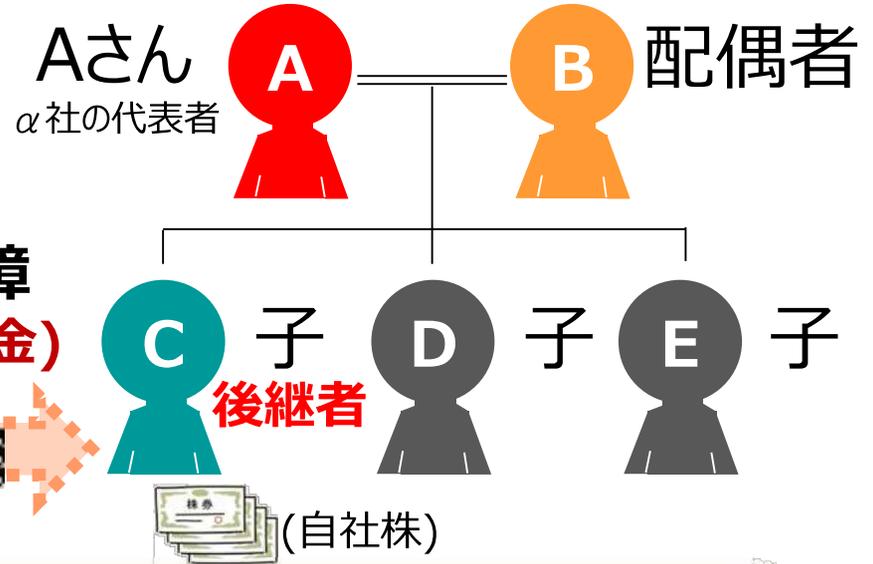


# 会社を継ぐためのコストは、会社のお金でご準備を！

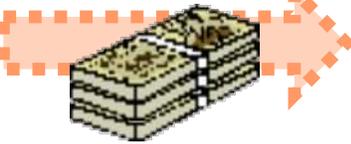
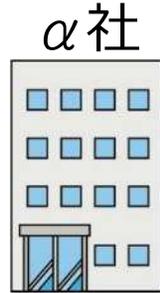
— 生命保険加入例 —

契約者 :  $\alpha$ 社  
被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 :  $\alpha$ 社

<イメージ図> (死亡)



Aさん死亡による  
死亡保険金



## 死亡退職金支払 (例えば相続人 C へ支払)

なお、生命保険に解約払戻金があれば、Aさんが勇退されるタイミングの勇退退職金の財源にもなります。



## 役員退職金の支払い自体を、株主総会で否決されると、支払うことができない!

Q 例えば、中小企業のオーナー社長が、後継者への世代交代を契機に「退職」するような場合に、経営状態が厳しい等を理由に、株主総会が「社長への退職金支払を否決」することもあり得るのでしょうか?



多くの中小企業は、オーナー社長の一族が大株主、といったケースが多いと思います。そのような場合は、オーナー社長ご自身の勇退退職金について、株主総会が支払いを否決するという事は、基本的に、あまり考えられません。

しかし、退職金が高額すぎると損金算入否認される恐れもありますので、注意すべきです。ただし、もし、**社長や後継者と、その他の親族株主が対立**し、社長側が、議決権の過半数を確保できない等の場合は、会社法のルールに則り、**株主総会は支払いを否決することができます。**



### 会社法 第361条

**取締役の報酬**、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益…は、定款に当該事項を定めていないときは、**株主総会の決議によって定める。**…

※委員会等設置会社は、報酬委員会で定める(会社法404条3項)。



## Q 一般的に、役員退職金規程の定めには…?



会社の役員退職金規程に、「**死亡退職金は遺族に支給する**」と定めていれば、会社は「**当該役員の遺族**」に対して支払うこととなります。

では「**遺族**」とは、具体的に誰なのか。法令では、下記のような定めがあります。したがって、「死亡退職金は遺族に支給する」と定めていた場合は、会社は、まずは**当該役員の配偶者へ支払う**ことを検討し、配偶者がいない場合は、子へ、などとなります。

<イメージ図>



亡先代社長

役員  
退職金  
規程



後継者

規程には、**遺族へ支払う**と書いてある

遺族とは…**配偶者が最優先**

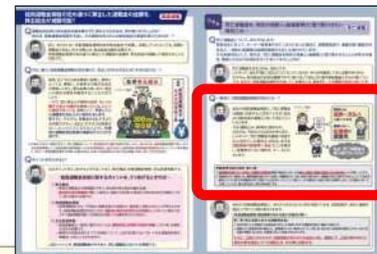


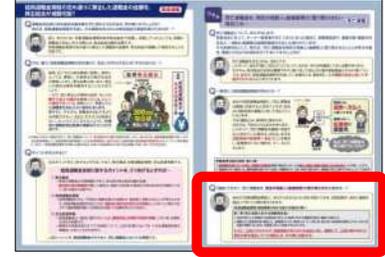
配偶者

私は、死亡退職金を  
受け取れないのか?

### 労働基準法施行規則 第42条

- 1 **遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者**(婚姻の届出をしなくとも**事実上婚姻と同様の関係にある者を含む**。以下同じ。)とする。
- 2 配偶者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。





Q 「遺族」ではなく、死亡退職金を、**特定の相続人(後継者等)に受け取らせたい場合は…?**



会社の「役員退職金規程」に、あらかじめ次のように定めを設けておき、当該役員が、会社に書面を提出しておくこと等も考えられます。

<役員退職金規程(受給権者の定めを設ける場合の例)>

**第〇条(死亡役員に対する退職慰労金)**

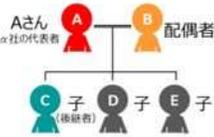
1. 在任中死亡した役員または退任後に死亡した役員に対する退職慰労金は、遺族に支給する。
2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。

**ただし、上記にかかわらず、当該役員があらかじめ会社に対し、書面にて、上記の者の中から、特定の者を指定していた場合には、その者に支給する。**

# お客様向けツール

## 特定の者を死亡退職金の受給権者に指定する書面作成のヒント

<イメージ図>



<説明>

上記のご家族は、Aさんに相続が発生した際の対策を検討されており、Aさんは、次の生命保険へのご加入を検討なさっています。なお、Cさんは、Aさんの事業を引継ぐことが決まっており、Dさんと、Eさんは、事業には関係していません。

設例をもとにご説明させていただきます。

例えば、α社の代表取締役Aさんに、**命な相続が発生し、後継者が長男Cさん**としても、役員退職金規程に**死亡退職金は遺族に支給する**といったような定めがある場合は、通常、支払を受けるのは、死亡したAの**配偶者Bさん**になります。

後継者である長男Cさんとしては、納税資金や、他の相続人への代償交付金等の支払に、この死亡退職金を死でたいと考え、お母さんであるBさんも承諾して、当事務所で話合せて長男Cが受取ります。

**相続で母Bさんが取得した後、長男Cさんへ贈与した、という扱いにもなりかねません。**

後継者である長男Cさんが、**直接、会社から死亡退職金の支払を受けるためには、**

例えば、次のように記載を調整して、「**役員退職慰労金規程**」をつつておくことが検討されます。

### step 1

役員退職金規程案を作成する。(既に規程を設けている場合は、規程の改正案を検討する) その際、死亡退職金に関する条項に、次のような**ただし書き**を設けておく。

#### 第〇条 (死亡役員に対する退職慰労金)

1. 在任中死亡した役員または退任後に死亡した役員に対する退職慰労金は、遺族に支給する。
  2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。
- ただし、上記にかかわらず、当該役員が予め会社に対し、書面にて、上記の者の中から、特定の者を指定していた場合には、その者に支給する。**

### step 2

上記役員退職金規程案 (または改正案) について、株主総会で決議 (普通決議)。会社は、その**株主総会議事録**について公証役場で**確定日付**をとっておく。

※確定日付とは、変更のできない確定した日付のことであり、その日にその証書(文書)が存在していたことを証明するものです。公証役場で付与される確定日付とは、公証人が私書証書に日付のある印章(確定日付印)を押捺した場合のその日付をいいます。詳しくは、裏面ならびに、日本公証人連合会ホームページ等をご参照ください。

### step 3

役員退職金規程を全役員へ配付する。

裏面に続きます

### step 4

その後、役員Aさんは、自身の死亡退職金が支払われる場合には、子Cさんへ支払ってほしいと考え、次のような内容を記載した書面に署名し、個人の美印を捺印して、**印鑑登録証明書**とともに、**代表取締役へ提出**。念のため、**取締役会で報告**。

<Aさんが記載する書面内容の一例> ※文中の甲はAさん、丙はCさん、乙はα社です。

〇〇株式会社 御中

私 (甲) は、〇〇株式会社 (乙) の役員退職慰労金規程 (〇年〇月〇日改訂分) 第〇条ただし書きの定めるところにより、死亡退職金の受給権者を、私 (甲) の推定相続人の1人であり、私 (甲) の長男である丙とすることを会社 (乙) に申し入れます。

私 (甲) が役員在任中に死亡した場合には、死亡退職金は、丙へ支払ってください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇株式会社  
取締役 〇〇 〇〇 〇〇 (美印)  
自宅住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

(丙) 〇〇 〇〇  
自宅住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

### step 5

会社は、その**取締役会の議事録**について**確定日付**をとり、議事録の写しをAさんへ手交する。

#### 一ご参考一 確定日付について

確定日付の付与は、文書に公証人の確定日付印を押捺することにより、その文書の押捺の日付を確定し、その文書がその確定日付を押捺した日に存在することを証明するものです。

公証人が当該文書の内容の確認等をするのではなく、文書の成立や内容の真実性について何ら公証するものではありませんが、その文書がその確定日付を押捺した日に存在することは証明されます。

文書に確定日付の付与を受けたい場合は、**公証役場に出向いて請求手続**をすることにより、公証人が当該文書に確定日付の印章を押印して付与します。請求手続では、交付1件につき700円の手数料が必要です。

確定日付の付与は**法務局でも受け付けることができます。**

※当該サイトに記載の内容は、2023年8月現在の税制・関係法令等に基づき概説・法務の取扱いについて記載しております。今後、税務・法務の取扱いが変わる場合もございますので、記載の内容・取扱いは税制等によって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱いについては弁護士 (顧問) 税理士等、および、法務省、経済産業省 (中小企業庁)、所轄の法務局・税務署等に確認ください。

日本生命保険相互会社  
代理店営業本部

生23-3330\_代理店営業本部

「特定の者を死亡退職金の受給権者に指定する書面作成のヒント」

< Aさんが記載する書面内容の一例 > ※文中の甲はAさん、丙はCさん、乙はα社です。

〇〇株式会社 御中

私（甲）は、〇〇株式会社（乙）の役員退職慰労金規程（〇年〇月〇日改訂分）第〇条ただし書きの定めるところにより、死亡退職金の受給権者を、私（甲）の推定相続人の1人であり、私（甲）の長男である丙とすることを会社（乙）に申し入れます。

私（甲）が役員在任中に死亡した場合には、死亡退職金は、丙へ支払ってください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇株式会社  
取締役 〇〇 〇〇   
自宅住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号

(丙) 〇〇 〇〇  
自宅住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号



個人の実印を捺印し、**印鑑登録証明書**とともに、代表取締役へ提出。

念のため、取締役会で報告。

会社は、その**取締役会議事録**について

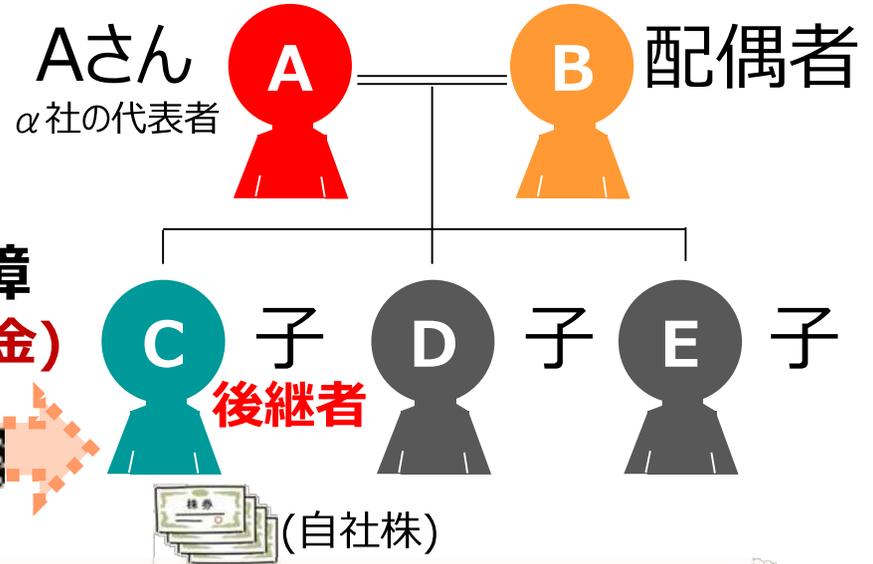
**確定日付**をとり、議事録の写しをAさんへ手交する。

# 会社を継ぐためのコストは、会社のお金でご準備を！

— 生命保険加入例 —

契約者 :  $\alpha$ 社  
被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 :  $\alpha$ 社

<イメージ図> (死亡)



Aさん死亡による  
死亡保険金

## 死亡退職金支払 (例えば相続人 C へ支払)

なお、生命保険に解約払戻金があれば、Aさんが勇退されるタイミングの勇退退職金の財源にもなります。

# 会社を継ぐためのコストは、会社のお金でご準備を！

— 生命保険加入例 —

契約者 :  $\alpha$ 社  
被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 :  $\alpha$ 社

<イメージ図> (死亡)



## 自社株買取( $\alpha$ 社がCから相続株を買取)

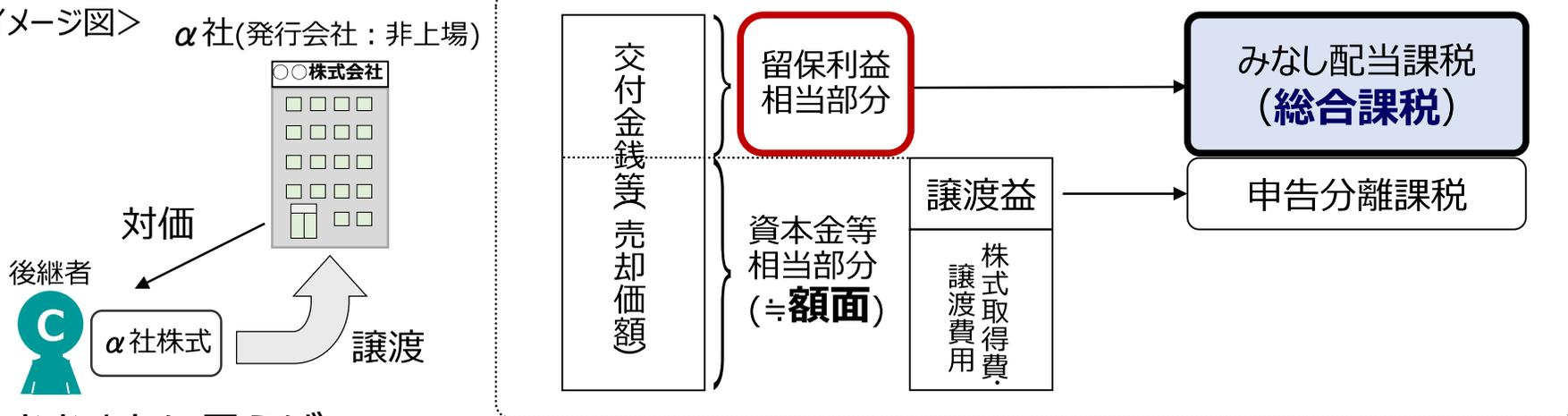
なお、生命保険に解約払戻金があれば、Aさんが勇退されるタイミングの勇退退職金の財源にもなります。



## 自社への自社株を譲渡する場合は、原則として総合課税

例えば、後継者Cが既に保有している自社株をα社へ譲渡し、対価を受取った際の売却価額が、額面(資本金等相当部分)を超える場合には、**原則として、みなし配当課税(総合課税)**となります。

<イメージ図>



おおまかに言えば…

額面を超える部分は、まとめて配当を受取るようなもの(配当金の受取は総合課税)なので、「会社法上」の配当として支払われたわけではないが、**「税法上」は剰余金の配当と同様に扱う**、ということ。

# 相続等で取得した自社株については、**特例(申告分離課税)**適用が可能

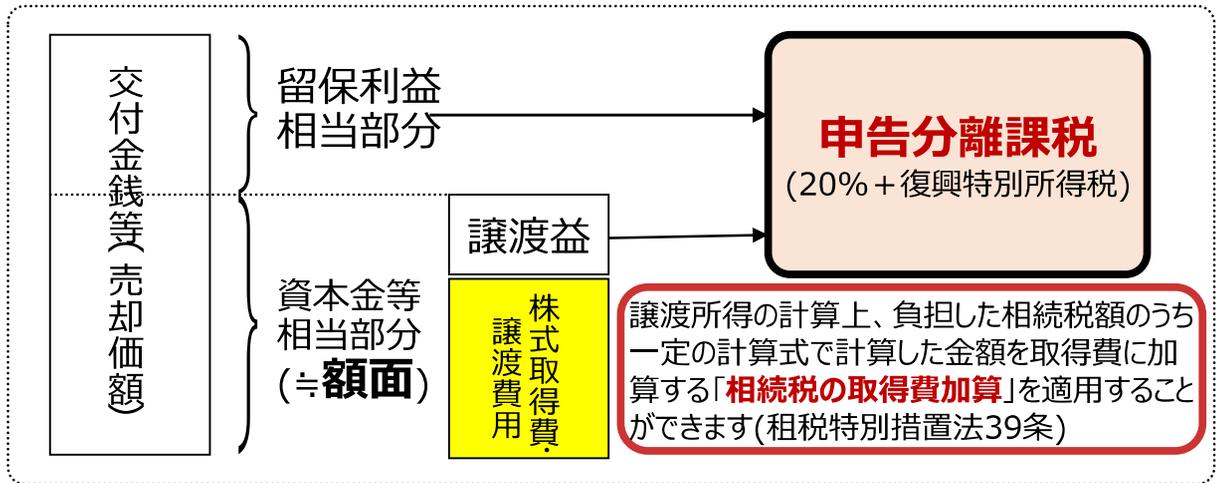
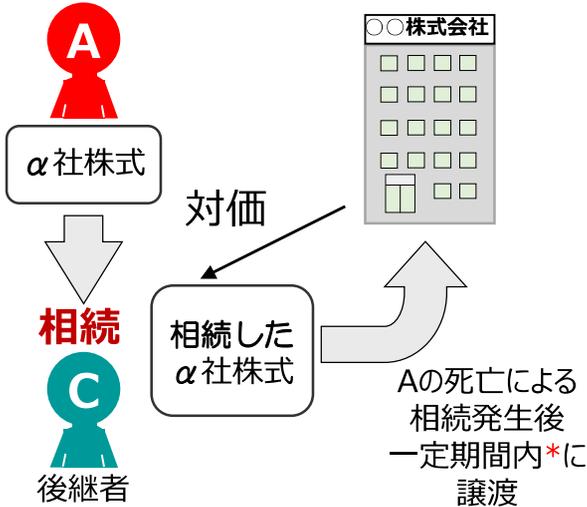
## Case1

相続税を納付すべき後継者Cが、先代経営者Aの相続で取得したα社株式を、α社に譲渡した際には、「**みなし配当課税の特例**」が適用できます(**全額が「申告分離課税」の対象**)。

<イメージ図>

※当該株式を「相続・遺贈により取得」して、相続税を納めるべき個人が、相続発生後一定期間内(＊)に発行会社に譲渡した場合は、留保利益相当部分も「申告分離課税」の対象となる。

先代経営者 α社(発行会社：非上場)



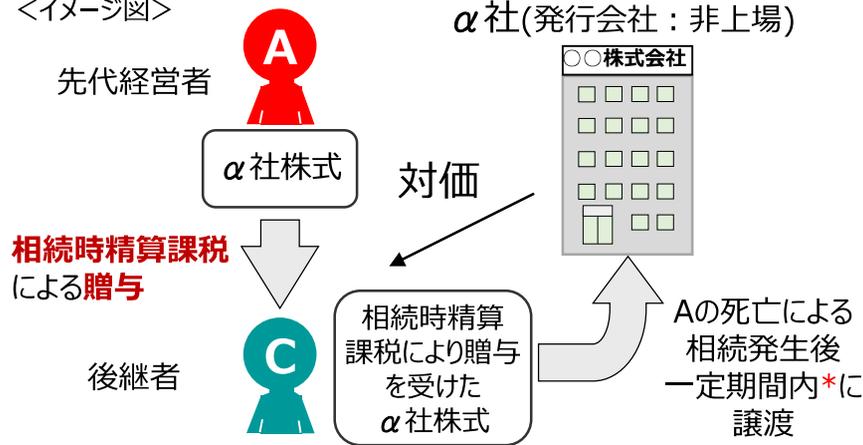
\*：相続発生後一定期間内とは、「相続開始日の翌日から、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日まで」を指します。

# 相続等で取得した自社株については、特例(申告分離課税)適用が可能

## Case2

相続税を納付すべき後継者Cが、先代経営者Aから**相続時精算課税により贈与**を受けていたα社株式を、α社へ譲渡した際にも、「**みなし配当の特例**」が適用できます(**全額が「申告分離課税」の対象**となります)。

<イメージ図>

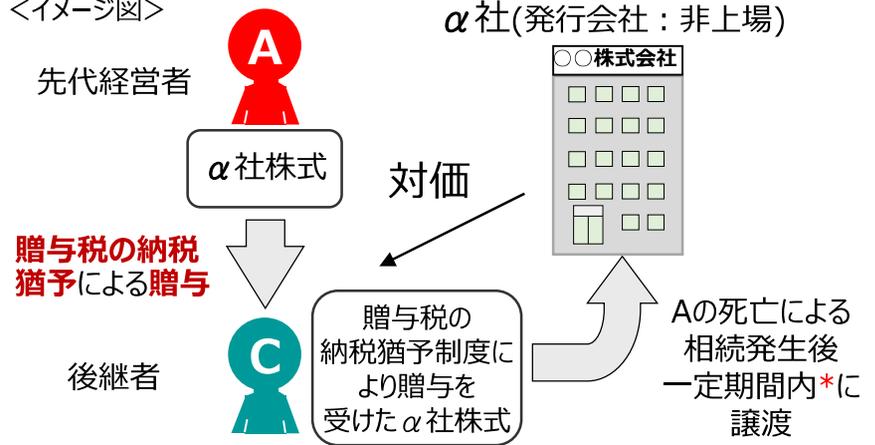


※当該株式を「相続時精算課税にて特定贈与者からの贈与により取得」し、相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人が、「相続開始日の翌日から、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日まで」(※)に発行会社に譲渡した場合は、留保利益相当部分も「申告分離課税」の対象となる。

## Case3

相続税を納付すべき後継者Cが、先代経営者Aから**贈与税の納税猶予制度により取得**していたα社株式を、α社へ譲渡した際にも、「**みなし配当の特例**」が適用できます(**全額が「申告分離課税」の対象**となります)。

<イメージ図>



※当該株式を「贈与税の納税猶予制度」により取得し、相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる経営承継受贈者が、その贈与者死亡により発生した相続において「相続開始日の翌日から、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日まで」(※)に発行会社に譲渡した場合は、留保利益相当部分も「申告分離課税」の対象となる。



## 特定の株主から会社が自社株買取する際の、**株主総会決議等**について

会社が**自社株を「特定の株主」から買取**る場合は、**株主総会にて、「株式の取得に関する事項」**を決議する必要があります。会社が特定の株主から自社株を取得する場合は、**会社は「株式の取得に関する事項」(156条1項)の決議事項に加え、「特定の株主から自社株を取得すること」自体を決議**します

(160条1項)。その後、会社による当該特定の株主への通知(160条1項、同5項、158条)を経て、この通知を受けた当該特定の株主は、会社に対して申込みを行い、会社が株式を取得します(159条)。

ご留意いただきたいのは、この**「特定の株主から自社株を取得すること」自体の決議(160条1項)について、当該特定の株主(会社へ株式を譲渡する株主)は、議決権を行使することができない**、ということです。



Q 売渡株主を除く株主の賛成が必要とは？  
また、当該株主のうち、株主総会に出席した株主の議決権の2/3以上の賛成が必要とは？



会社法には、自社株買取を行う際の一連の手続きが定められています。

その中でも留意すべきは、会社が自社株買取を行う場合には、株主総会の特別決議が必要、ということです。特別決議ですので、出席した株主の議決権の2/3以上の賛成が必要(会社法156条、309条2項)。

そして、その際、**売渡株主**はその株主総会で**議決権を行使することができません**(会社法160条4項)。売渡株主が、大株主だとしても、決議は、その他の株主が行います。

<イメージ図>



# 会社法における**財源規制**について

そもそも、会社が行う自社株買取(自己株式の取得)については、

会社の  
**「分配可能額」を超えてはいけない**、  
 という会社法上の財源規制があります。

分配可能額は、貸借対照表の「純資産の部」の項目をもとに下記のように算出します。

$$\begin{aligned} \text{分配可能額} &= \text{純資産の部の合計額} \\ &\quad - \text{資本金} \\ &\quad - \text{資本準備金} \\ &\quad - \text{利益準備金} \end{aligned}$$

したがって、下記の計算式となります。

$$\text{分配可能額} = \text{その他資本剰余金} + \text{任意積立金} + \text{繰越利益剰余金} - \text{自己株式}$$

＜貸借対照表＞

資産の部	負債の部
	純資産の部

- I. 資本金
- II. 資本剰余金
  - 資本準備金
  - その他資本剰余金**
- III. 利益剰余金
  - 利益準備金
  - 任意積立金**
  - 繰越利益剰余金**
- IV. 自己株式

純資産の部の合計額



Q1つずつ教えてください。「分配可能額の範囲内」とは？



「会社財産の充実を害する」ことがないように、「資本充実の原則」に反しない範囲で取得を認める、というルールです。

要するに、会社は、「分配可能額の範囲内」で自己株式の取得を行うことができます。

売渡株主へ支払うお金は、剰余金の払戻し、すなわち、会社からの「配当」として扱います。

「配当」ならば、財源規制がかかります。「配当は会社の分配可能額の範囲内」で行う、という財源規制です。

「分配可能額」は、貸借対照表の貸方「純資産の部」に表示されている項目のうち、数項目の合計額となります。

例えば、過去からの繰越利益剰余金が累積しているならば、相応の「分配可能額」が存在することとなります。

会社が自社株を買取る際は、繰越利益剰余金などが無いと、難しい…



会社が行う自社株買取は、会社の「分配可能額の範囲内」という財源規制あり。  
「分配可能額」は、貸借対照表の「純資産の部」をもとに、下記のように算出。

$$\text{分配可能額} = \text{その他資本剰余金} + \text{任意積立金} + \text{繰越利益剰余金} - \text{自己株式}$$



# 会社を継ぐためのコストは、会社のお金でご準備を！

— 生命保険加入例 —

契約者 :  $\alpha$ 社  
被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 :  $\alpha$ 社

<イメージ図> (死亡)



## 自社株買取( $\alpha$ 社がCから相続株を買取)

なお、生命保険に解約払戻金があれば、Aさんが勇退されるタイミングの勇退退職金の財源にもなります。

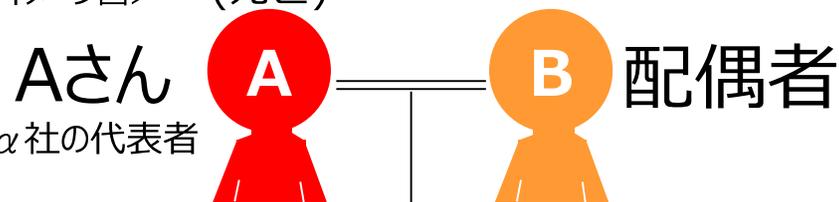
# 「会社契約」の生命保険で財源準備

契約者・被保険者:Aさん、死亡保険金受取人:Cさんとする  
個人契約もご検討ください。(別途、死亡保険金の非課税枠あり)

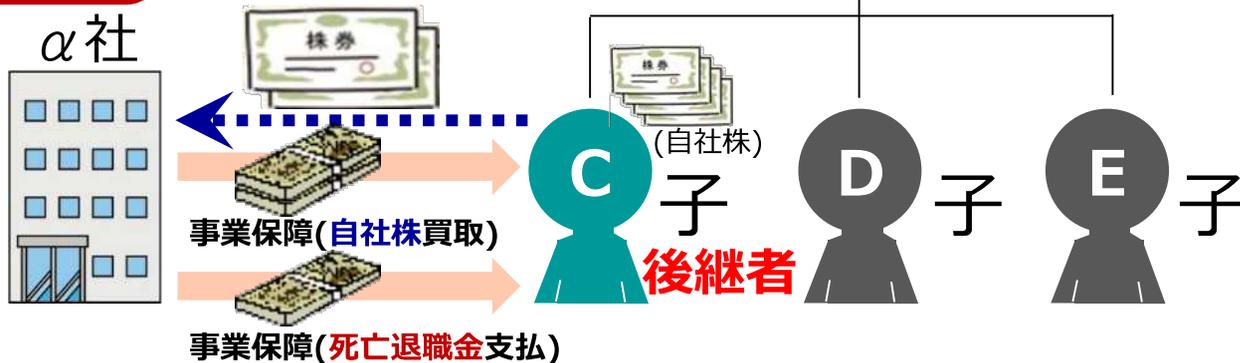
— 生命保険加入例 —

契約者 :  $\alpha$ 社  
被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 :  $\alpha$ 社

<イメージ図> (死亡)



Aさん死亡による  
死亡保険金



**死亡退職金支払**(例えば相続人Cへ支払)  
**自社株買取**( $\alpha$ 社がCから相続株を買取)

なお、生命保険に解約払戻金があれば、Aさんが勇退されるタイミングの勇退退職金の財源にもなります。

- ◎当資料に記載の内容は、2025年6月現在の税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士や、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
- ◎代理店様ごとに取扱可能な商品やサービスは異なります。取扱にあたっては必ずご確認ください。金融機関での販売にあたっては、弊害防止措置(非公開金融情報・保険情報の利用に関する事前同意取得、保険募集制限先に関する確認、融資申込みタイミング規制、融資担当者の分離規制等)や各金融機関様の各種ルール(適合性確認等)を遵守ください。